

総合評価方式の評価項目に関するQ & A

番号	項目	質問	回答
1	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	共同企業体（JV）で施工した工事を施工実績として提出する場合の請負金額の考え方を教えてください。	共同企業体（JV）で施工した工事については、各構成員の出資比率で按分した額を請負金額として取扱います。 【例】 A・B共同企業体（出資比率：A60%、B40%）が施工した請負金額1億円の工事について、Bが施工実績として提出する場合、請負金額4000万円（1億円×40%）の施工実績として取扱います。
2	過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	評価対象となるのは、監理技術者及び主任技術者として従事したものですか。	監理技術者及び主任技術者に加え、現場代理人として従事した場合に評価します。
3	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	下関市災害等緊急協力事業者登録制度において、土木一式のみで登録がありますが、発注された工事の工種が建築一式の場合には評価されないのですか。	平成29年度から、下関市災害等緊急協力事業者登録制度の登録工種と発注した工事の工種が異なる場合でも評価をするように見直しました。 ご質問のケースでは、 ①過去5年間に於いて出動実績がある場合 1点 ②過去5年間に於いて出動実績がない場合 0.5点として評価します。
4	過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	被雇用者の住所は「下関市〇町〇丁目〇番〇号」など住所全部が確認できる必要がありますか。	下関市内に住所があることを確認しますので、町名以下の部分を黒塗り等で提出しても差し支えありません。 なお、被雇用者の住所等について、技術提案の審査以外の目的で利用することはありません。
5	男女共同参画に関する取組	監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格について、第2種電気工事士など資格取得後、一定の実務経験年数が必要な国家資格は、実務経験がない場合には評価されないのですか。	監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有しているかを評価し、資格取得後の実務経験の有無は問いません。